

# ステート・ストリート・スパイダー S&P500<sup>®</sup>高配当株 ETF

---

追加型投信/海外/株式/ETF/インデックス型

## 投資信託説明書 (請求目論見書)

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。  
課税上は上場投資信託として取扱われます。

2025年11月6日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

1. ステート・ストリート・スパイダー S&P500®高配当株 ETFの受益権の募集については、発行者であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（委託会社）は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を2025年10月21日に関東財務局長に提出しており、2025年11月6日にその効力が発生しております。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき投資者がファンドを取得する時までに投資者から請求があつた場合に交付を行う目論見書です。
3. ステート・ストリート・スパイダー S&P500®高配当株 ETFの受益権の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券の値動きのほか、為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。
4. 当ファンドは元金が保証されているものではありません。

|                         |                                  |
|-------------------------|----------------------------------|
| 発行者名                    | ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社     |
| 代表者の役職氏名                | 代表取締役社長 越前谷 道平                   |
| 本店の所在の場所                | 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号                 |
| 有価証券届出書の写しを<br>縦覧に供する場所 | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

# 第一部 【証券情報】

## (1) 【ファンドの名称】

ステート・ストリート・スパイダー S&P500®高配当株 ETF

(以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)

## (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの当初元本は1口当たり250円です。

当ファンドの委託会社であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

## (3) 【発行（売出）価額の総額】

① 当初設定：1,000億円を上限とします。

② 継続申込期間：10兆円を上限とします。

## (4) 【発行（売出）価格】

当初設定：1口当たり250円

継続申込期間：購入受付日の翌営業日の基準価額に追加信託財産留保額を加算した額です。ただし、委託会社の判断により、翌営業日の基準価額から追加信託執行実額調整金を加算または控除した額とする場合があります。

※基準価額とは、信託財産の純資産総額を受益権総口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては100口当たりの価額で表示されます。

基準価額は、指定参加者（後記「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。）でご確認いただけ  
るほか、下記の照会先までお問い合わせください。

<照会先>

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03-4530-7333

（受付時間：原則として委託会社の営業日午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：[www.statestreet.com/im](http://www.statestreet.com/im)

## (5) 【申込手数料】

指定参加者が定めるものとします。

投資者は、購入時手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を指定参加者に支払うものとします。

※詳しくは、指定参加者にお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

40,000口単位

(7) 【申込期間】

① 当初設定：2025年11月6日から2025年11月14日まで

② 継続申込期間：2025年11月17日から2027年1月20日までとします。

※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

指定参加者において申込みを取り扱います。

指定参加者の詳細については、前記「(4) 発行（売出）価格」に記載の＜照会先＞までお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

① 当初設定

当初設定にかかる発行価額の総額は、当初設定日（2025年11月17日）に、指定参加者より委託会社の口座を経由して受託会社のファンドにかかる口座に払い込まれます。

② 継続申込期間

取得申込者は、指定参加者が定める日までにお申込金額を指定参加者に支払うものとします。詳細については指定参加者にお問い合わせください。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加設定を行う日に指定参加者より委託会社の口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受けた指定参加者とします（前記「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。）。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

① 購入申込の方法

受益権の購入を行う投資者は、指定参加者の営業時間内において指定参加者所定の方法で申込を行います。

② 本邦以外の地域での発行

該当事項はありません。

③ 購入不可日

委託会社は、次の1.から5.の期日および期間については、受益権の購入に応じないことがあります。

1. ニューヨーク証券取引所の休場日

2. 連続する海外の休業日・休場日等または日本の休業日・休場日等により、当ファンドにおいて資金不足が生じる可能性があると、委託会社が認めたとき

3. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内）

4. 委託会社が、信託約款に規定する運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると認めたときならびにやむを得ない事情が生じたとき

5. 上記1. から4. のほか、委託会社が当該投資信託の運営に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

\* ファンドの投資対象および取引対象または、投資環境等の変化により、今後購入不可日が変更となる場合があります。（当ファンドの投資信託約款では、投資対象有価証券への投資を円滑に実行することが困難と委託会社が判断する日は、受益権の取得申込に応じないことがあると定めています。）

④ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度とは

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① この投資信託は、基準価額の変動率をS&P500®高配当指数（配当込み、円ベース）（以下「対象指数」といいます。）の変動率に一致させることを目的として運用を行います。

##### ② ファンドの基本的性格

ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

###### 1) 受益権を上場します。

上場（予定）日である2025年11月19日以降、いつでも下記の金融商品取引所で売買することができます。

###### 東京証券取引所

手数料は申込みの取扱い指定参加者が独自に定める金額とします。

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは取扱い指定参加者または第一種金融商品取引業者（証券会社）へお問い合わせください。

###### 2) 追加設定の申込みは40,000口単位とします。

対象指数に連動する投資成果を目標としており、ポートフォリオの組成に支障のない一定額以上に限定するものです。

###### 3) 受益権を有する投資家は、40,000口単位で信託契約の一部解約の実行を請求することができます。

一定口数以上に限定することで、基準価額と取引所での時価との間に乖離が生じたときに、合理的な裁定が入り、そうした乖離が収斂することにより、取引所での円滑な価格形成が行われることを期待するものです。

###### 4) 収益分配金の支払いは、名義登録によって受益者を確定する方法で行われます。

##### ③ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

商品分類表

| 単位型・追加型        | 投資対象地域                    | 投資対象資産<br>(収益の源泉)  | 独立区分                      | 補足分類               |
|----------------|---------------------------|--|---------------------------|--------------------|
| 単位型<br><br>追加型 | 国 内<br><br>海 外<br><br>内 外 | 株 式<br><br>債 券<br><br>不動産投信<br><br>その他の資産<br>( )<br><br>資産複合 | MMF<br><br>MRF<br><br>ETF | インデックス型<br><br>特殊型 |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

■当ファンドが該当する商品分類

| 項目                | 該当する商品分類 | 内容   |
|-------------------|----------|--|
| 単位型・追加型           | 追加型      | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。  |
| 投資対象地域            | 海外       | 目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。   |
| 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 株式       | 目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。  |
| 独立区分              | ETF      | 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。 |
| 補足分類              | インデックス型  | 目論見書又は信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。  |

属性区分表

| 投資対象資産         | 決算頻度         | 投資対象地域      | 為替ヘッジ     | 対象インデックス                                  |
|----------------|--------------|-------------|-----------|---|
| 株式             | 年1回          | グローバル       |           |   |
| 一般             |              |             |           |   |
| 大型株            | 年2回          | 日本          |           |   |
| 中小型株           | 年4回          | 北米          | あり<br>( ) | 日経225                                     |
| 債券             |              |             |           |   |
| 一般             | 年6回<br>(隔月)  | 欧州          |           |   |
| 公債             |              |             |           |   |
| 社債             |              | アジア         |           |   |
| その他債券          | 年12回<br>(毎月) | オセアニア       |           | TOPIX                                     |
| クレジット属性<br>( ) |              |             |           |   |
| 不動産投信          | 日々           | 中南米         | なし        |   |
| その他資産<br>(ETF) | その他<br>( )   | アフリカ        |           | その他<br>(S&P500®高配当指数<br>(配当込み、<br>円ベース) ) |
| 資産複合           |              | 中近東<br>(中東) |           |   |
| 資産配分固定型        |              |             |           |   |
| 資産配分変動型        |              | エマージング      |           |   |

\*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

■当ファンドが該当する属性区分

| 項目       | 該当する属性区分                                  | 内容  |
|----------|---|---|
| 投資対象資産   | その他資産<br>(ETF)                            | 目論見書又は信託約款において、株式、債券、不動産投資以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、組入資産を表します。 |
| 決算頻度     | 年4回                                       | 目論見書又は信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。                               |
| 投資対象地域   | 北米  | 目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをい                 |
| 為替ヘッジ    | なし  | 目論見書又は信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。       |
| 対象インデックス | その他<br>(S&P500®高配当指数<br>(配当込み、<br>円ベース) ) | 「その他」とは日経225またはTOPIXにあてはまらない全てのものをいいます。                             |

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

④ファンドの特色

1 主としてSPDR®ポートフォリオS&P500®高配当ETFの受益証券に投資し、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指します。

SPDR®ポートフォリオS&P500®高配当ETFの概要は以下の通りです。下記は、有価証券届出書提出日現在で知りうる情報をもとに作成しています。

|            |                              |
|------------|------------------------------|
| 名称         | SPDR®ポートフォリオS&P500®高配当ETF    |
| 管理報酬等      | 年率0.07%                      |
| 基準通貨       | 米ドル                          |
| 管理会社       | SSGAファンズ・マネジメント Inc.         |
| カストディアン    | ステート・ストリート・バンク・アンド・トラストカンパニー |
| アドミニストレーター | SSGAファンズ・マネジメント Inc.         |

2 SPDR®ポートフォリオS&P500®高配当ETFの受益証券への投資割合は、原則として高位を維持します。

3 每年1月、4月、7月、10月の各20日に決算を行います。

4 外貨建資産については、対象指標との連動性を維持することを目的とする場合を除き、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

5 上場投資信託(ETF)の仕組み

受益権は、下記の金融商品証券取引所に上場され、株式と同様に売買可能です。

●売買単位は、10口単位です。

●取引方法は、原則として株式と同様です。

売買手数料等につきましては、お取引される第一種金融商品取引業者にお問い合わせください。

〈金融商品取引所〉

●東京証券取引所(2025年11月19日に新規上場予定)

※ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## ■ 対象指標(オリジナル指標)

### S&P500®高配当指標(配当込み、円ベース)

- S&P500®高配当指標(配当込み、円ベース)は、米国株式の代表的な500銘柄で構成される株価指標であるS&P500®の採用銘柄のうち配当利回りの上位80銘柄で構成された株価指標であり、S&P500®高配当指標(配当込み、円ベース)を当ファンドの対象指標とします。
- 投資成績の比較基準となる対象指標の騰落率は、オリジナル指標をもとに委託会社が算出します。ただし、SPDR®ポートフォリオS&P500®高配当ETFが参照する対象指標が変更された場合、上記の対象指標も変更となる場合があります。

### 「S&P500®高配当指標(配当込み、円ベース)」の著作権等について

S&P500®高配当指標(配当込み、円ベース)は、S&P Globalの一部門であるS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社(「SPDJI」)の商品であり、これを利用するライセンスがステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®は、S&P Globalの一部門であるStandard & Poor's Financial Services LLC(「S&P」)の登録商標で、Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスがステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社にそれぞれ付与されています。指標に直接投資することはできません。ステート・ストリート・スパイダー S&P500®高配当株ETFは、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社(総称して「S&P Dow Jones Indices」)によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indicesは、ステート・ストリート・スパイダー S&P500®高配当株 ETFの所有者またはいかなる一般人に対して、株式全般または具体的にステート・ストリート・スパイダー S&P500®高配当株 ETFへの投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追跡するS&P500®高配当指標(配当込み、円ベース)の能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証もしません。指標の過去のパフォーマンスは、将来の成績を示唆または保証するものではありません。S&P500®高配当指標(配当込み、円ベース)に関して、S&P Dow Jones Indicesとステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社との間にある唯一の関係は、当指標とS&P Dow Jones Indicesおよび/またはそのライセンサーの特定の商標、サービスマーク、および/または商標名のライセンス供与です。S&P500®高配当指標(配当込み、円ベース)はステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社またはステート・ストリート・スパイダー S&P500®高配当株 ETFに関係なく、S&P Dow Jones Indicesによって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indicesは、S&P500®高配当指標(配当込み、円ベース)の決定、構成または計算においてステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社またはステート・ストリート・スパイダー S&P500®高配当株 ETFの所有者のニーズを考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indicesは、ステート・ストリート・スパイダー S&P500®高配当株 ETFの価格および数量、またはステート・ストリート・スパイダー S&P500®高配当株 ETFの発行または販売のタイミングの決定、もしくは場合によってはステート・ストリート・スパイダー S&P500®高配当株 ETFが将来換金、譲渡、または償還される計算式の決定または計算に関して、責任を負わず、またこれに関与したことありません。S&P Dow Jones Indicesは、ステート・ストリート・スパイダー S&P500®高配当株 ETF の管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義務または責任も負いません。

S&P500®高配当指標(配当込み、円ベース)に基づく投資商品が、指標のパフォーマンスを正確に追跡する、またはプラスの投資収益率を提供する保証はありません。S&P Dow Jones Indices LLCは投資または税務の顧問会社ではありません。免税証券のポートフォリオへの影響や特定の投資決断の税効果の評価は、税務顧問会社に相談してください。指標に証券が含まれることは、S&P Dow Jones Indicesがかかる証券の売り、買い、またはホールドの推奨を意味するものではなく、投資アドバイスとして見なしてはなりません。

S&P Dow Jones Indicesは、S&P500®高配当指標(配当込み、円ベース)またはその関連データ、あるいは口頭または書面の通信(電子通信も含む)を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、または完全性を保証しません。S&P Dow Jones Indicesは、これに含まれる過誤、遗漏または中断に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P Dow Jones Indicesは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、商品性、特定の目的または使用への適合性、もしくはS&P500®高配当指標(配当込み、円ベース)を使用することによって、またはそれに関連するデータに関して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社、ステート・ストリート・スパイダー S&P500®高配当株 ETF の所有者、またはその他の人物や組織が得られる結果について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P Dow Jones Indicesは、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。S&P Dow Jones Indicesのライセンサーを除き、S&P Dow Jones Indicesとステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社との間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

## (2) 【ファンドの沿革】

2025年11月17日 信託契約締結、設定・運用開始（予定）

2025年11月19日 受益権を東京証券取引所に上場（予定）

### (3) 【ファンドの仕組み】

#### ① ファンドの仕組み



#### ② ファンドの関係法人

ファンドの関係法人は以下のとおりです。

- 1) ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」といいます。）

委託会社は、信託財産の運用指図、目論見書の作成等を行います。

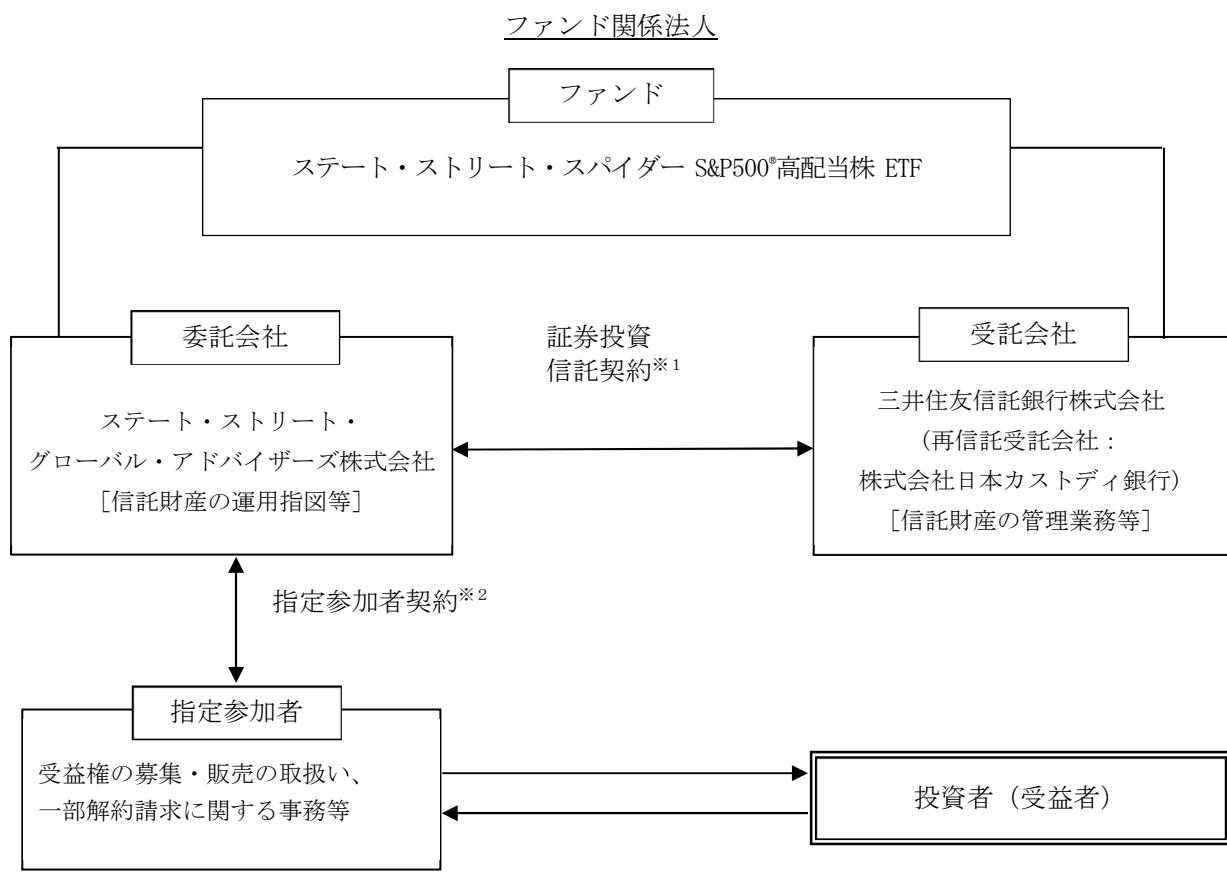
- 2) 三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）

（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

受託会社は、信託財産の管理業務、信託財産の計算等を行います。また、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することができます。

- 3) 指定参加者

指定参加者は、受益権の募集・販売の取扱い、一部解約請求に関する事務等を行います。



※1 証券投資信託契約

委託会社、受託会社および受益者に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益権に関する事項ならびに信託の元本および収益の管理ならび運営に関する事項等が定められます。なお、ファンドは、委託会社と受託会社とが証券投資信託契約を締結することにより成立します。証券投資信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届け出た信託約款の内容に基づいて締結されます。

#### ※2 指定参加者契約

指定参加者の指定、受益権の購入、換金の請求、指定参加者の取次業務および手数料に関する事項等が定められています。

#### ③ 委託会社の概況（本書提出日現在）

##### 1) 資本金の額

3億1千万円

##### 2) 沿革

|            |                                   |
|------------|-----------------------------------|
| 1998年2月25日 | ステート・ストリート投資顧問株式会社設立              |
| 1998年3月31日 | 投資顧問業の登録                          |
| 1998年8月28日 | ステート・ストリート投信投資顧問株式会社に商号変更         |
| 1998年9月30日 | 投資一任契約に係る業務の認可                    |
| 1998年9月30日 | 証券投資信託の委託会社としての認可取得               |
| 2007年9月30日 | 金融商品取引業者の登録（登録番号：関東財務局長（金商）第345号） |
| 2008年7月1日  | ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社に商号変更 |

##### 3) 大株主の状況

| 氏名又は名称                                     | 住所                             | 所有株式数  | 所有比率 |
|--|--------------------------------|--------|------|
| ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン・ホールディングス合同会社 | 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号<br>虎ノ門ヒルズ森タワー | 6,200株 | 100% |

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

この投資信託は、基準価額の変動率をS&P500®高配当指数（配当込み、円ベース）（以下「対象指数」といいます。）の変動率に一致させることを目的として運用を行います。

- ① 主としてSPDR®ポートフォリオS&P500®高配当ETFの受益証券に投資し、基準価額の変動率を対象指数の変動率に一致させることを目指します。
- ② SPDR®ポートフォリオS&P500®高配当ETFの受益証券への投資割合は、原則として高位を維持します。
- ③ 外貨建資産については、対象指数との連動性を維持することを目的とする場合を除き、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ④ 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引、通貨に係る先物取引および通貨に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑤ 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった通貨、異なった受取り金

利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

- ⑥ 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- ⑦ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等、やむを得ない事情が発生した場合は、上記のような運用ができない場合があります。

## （2）【投資対象】

### ① 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - 1) 有価証券
  - 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限ります。以下同じ。）
  - 3) 金銭債権
  - 4) 約束手形
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - 1) 為替手形

### ② 投資の対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主としてステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します（信託約款第18条第1項）。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から11) までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定める

ものをいいます。)

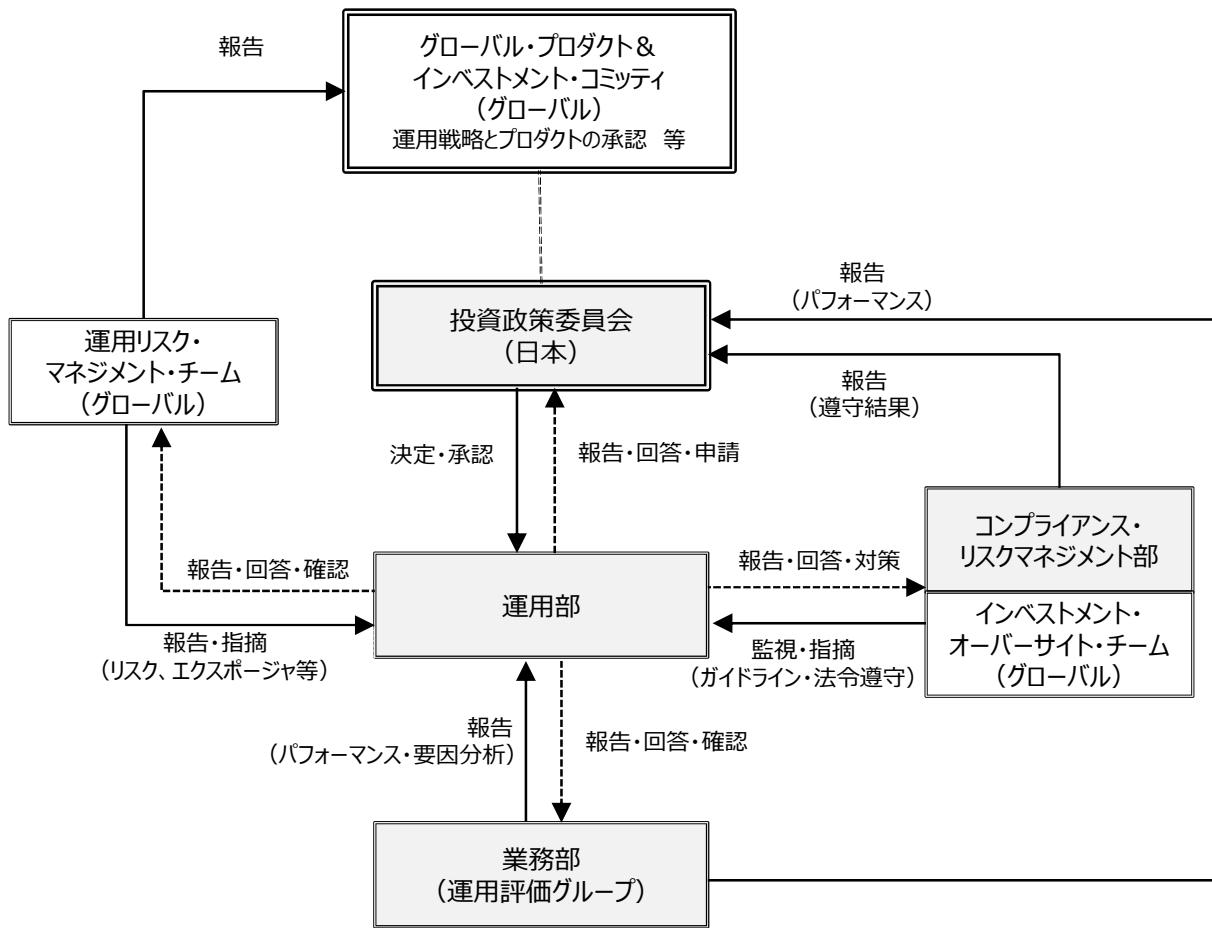
- 14) 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 20) 外国の者に対する権利で19) の有価証券の性質を有するもの
- 21) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 22) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）  
なお、上記1) の証券または証書、上記12) および17) の証券または証書のうち上記1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2) から6) までの証券ならびに12) および17) の証券または証書のうち上記2) から6) までの証券の性質を有するものならびに14) の証券のうち、投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、上記13) の証券および14) の証券（「投資法人債券」および「新投資口予約権証券」ならびに「外国投資証券で投資法人債券に類する証券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます（信託約款第18条第2項）。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 上記②の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます（信託約款第18条第3項）。
- ⑤ 委託会社は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません（信託約款第18条第4項）。
- ⑥ 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場され、かつ当該金融商品取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券）を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません（信託約款第18条第5項）。

### (3) 【運用体制】



委託会社において、運用部の各ファンド担当者がそのポートフォリオ管理・運用を行っています。運用モデル／プロセスは基本的に、グループ会社、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・トラスト・カンパニー（所在地：アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市）を中心とした各運用戦略グループ全体で共通のものを使用し、またモデルの改善、運用パフォーマンス、市場環境に関する情報などについて海外運用拠点と十分なコミュニケーションをとることによって、質の高い運用サービスの提供を目指しています。

ファンド担当者は、いずれも国内外の有価証券市場に精通した経験豊富な投資運用の専門家であり、資産クラス・運用戦略ごとの運用チームに配置されています。また、チーム・アプローチによって運用を行うため、特定の担当者に依存することない安定した運用体制となっています。

運用の報告は、投資政策委員会に対してなされます。投資政策委員会は、チーフ・インベストメント・オフィサー、各運用戦略責任者、業務部の代表等により構成されています。投資政策委員会においては、各ファンドのパフォーマンス、ガイドラインに対する適合性、同一戦略のファンド間でのパフォーマンスの乖離状況等の報告を受けます。

グローバルには、ステート・ストリート・インベストメント・マネジメントのグローバル組織である運用リスク・マネジメント・チームが、ポートフォリオの運用リスクモニタリングを定期的に行ってています。当チームは運用チームとは独立した組織で、グローバルのチーフ・リスク・オフィサーに直接報告を行っており、ポートフォリオが顧客のガイドラインや運用戦略に即したリスクをとっているか、また目標リターンに見合ったリスクをとっているか、リスクに対する寄与が意図したエクスポージャーによるものか否か等、運用戦略の中身に実質的にフォーカスしたかたちでモニタリングを行い、その結果は継続的に運用担当チームにフィードバックされています。

上記運用体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

- ① 毎決算時（毎年1月、4月、7月、10月の各20日）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。
  - a. 経費控除後の配当等収益（受取配当金、受取利息、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）の全額を分配することを原則とします。ただし、当該金額が少額の場合等には分配を行わないことがあります。
  - b. 売買益（評価損益を含みます。）からの分配は行いません。
  - c. 留保益の運用については、特に制限を設げず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- ② 信託財産から生ずる配当等収益（受取配当金、受取利息、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）と前期から繰り越した分配準備積立金は、信託約款第41条第1項の諸経費、同条第2項の監査費用等および同条第3項の諸費用、信託約款第42条の信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下、本②において「諸経費等」といいます。）を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全額を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配にあてることができます。なお、諸経費等および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。
- ③ 每計算期末に信託財産から生じたa. に掲げる利益の合計額はb. に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰り越します。
  - a. 有価証券売買益（評価益を含みます。）、先物取引等取引益（評価益を含みます。）、追加信託差益金、解約差益金
  - b. 有価証券売買損（評価損を含みます。）、先物取引等取引損（評価損を含みます。）、追加信託差損金、解約差損金

#### (5) 【投資制限】

- ① 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限は以下の通りです。
  - 1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
  - 2) 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
  - 3) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
  - 4) 有価証券先物取引等は、後記②の3）の範囲で行います。
  - 5) スワップ取引は、後記②の4）の範囲で行います。
  - 6) 金利先渡取引および為替先渡取引は、後記②の5）の範囲で行います。
  - 7) 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引をいいます。）の利用は行いません。
  - 8) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則

に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

② 信託約款上のその他の投資制限

1) 投資する株式等の範囲（信託約款第21条）

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、または金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの（上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものを含みます。）とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

2) 信用取引の指図範囲（信託約款第22条）

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) 上記（a）の信用取引の指図にあたっては、当該売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記（b）の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(d) 委託会社は、上記（a）の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

3) 先物取引等の運用指図（信託約款第23条）

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

(b) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(c) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

4) スワップ取引の運用指図（信託約款第24条）

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、

異なる通貨、異なる受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図することができます。

- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部解約を指図するものとします。
- (d) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- (e) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 5) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（信託約款第25条）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 5－2) デリバティブ取引等にかかる投資制限（信託約款第25条の2）

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 6) 有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第26条）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を貸付けることの指図をすることができます。
- (b) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 7) 公社債の空売りの指図範囲（信託約款第27条）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) 上記（a）の売り付けの指図にあたっては、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記（b）の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- 8) 公社債の借入れ（信託約款第28条）
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) 上記（a）の指図にあたっては、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記（b）の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) 上記（a）の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。
- 9) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第29条）
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 10) 外国為替予約取引の指図および範囲（信託約款第30条）
- (a) 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の額についての為替変動リスクを回避するため、もしくは対象指数との連動性を維持するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (b) 上記（a）の予約取引の指図は、原則として信託財産に係る為替の買予約の合計額と信託財産に係る為替の売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の合計額の為替変動リスクを回避するため、もしくは対象指数との連動性を維持するための当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (c) 上記（b）の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

### ③ 法令に基づく投資制限

- 1) 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）
- 委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。
- 2) デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）
- 委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示

する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。) を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

### 3 【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスク特性

当ファンドは、SPDR®ポートフォリオS&P500®高配当ETFの受益証券に投資し、基準価額の変動率を対象指数の変動率に一致させることを目指しますが、主として以下に掲げる要因等により基準価額が大きく変動する場合があり、その運用成果（損益）はすべて投資者の皆さんに帰属します。したがって、投資者の皆さんの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下の通りですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

##### ① 株価変動リスク

株式の価格は、一般に個々の企業の活動および業績、経営方針、ならびに法令順守の状況等に反応して変動するほか、投資対象国の経済情勢および景気見通し、ならびに金利変動、為替相場およびそれらの見通し等にも反応して変動します。したがって、株式の価格は短期的または長期的に下落する可能性があります。

##### ② 為替変動リスク

外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を受けます。一般に、主な為替相場の変動要因としては、金利変動、中央銀行等による政策金利の変更または為替介入、政治的要因等があります。

##### ③ 流動性リスク

上場投資信託証券を購入または売却しようとする場合、市場の急変、取引規制等の理由から流動性が低下し、市場の実勢から期待できる価格と大きく乖離した水準で取引が行われることがあります。

また、ファンドが特定の上場投資信託証券に集中的に投資する場合、上場投資信託証券の上場廃止が行われ、または上場廃止の恐れが見込まれることなどにより、市場での購入または売却が困難もしくは不可能になることがあります。この結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

##### ④ 信用リスク

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

#### (2) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

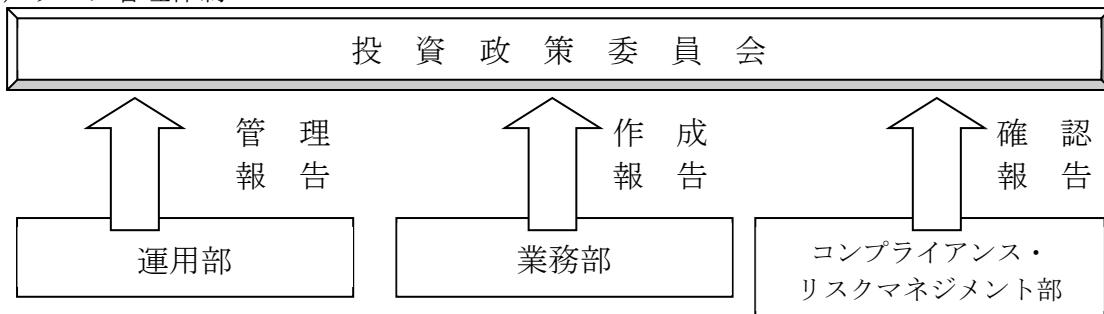
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。

ません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。

ファンドは、S&P500<sup>®</sup>高配当指数（配当込み、円ベース）と連動する投資成果を目標として運用を行いますが、ファンドへの入出金、個別銘柄の実質組入比率の違い、売買コストや信託報酬等の影響等から、ファンドの基準価額騰落率と上記インデックスの騰落率は必ずしも一致しません。

### (3) リスク管理体制



運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは信託約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行います。

業務部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率と対象指数超過リターンの算出と要因分析を行います。

コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しております。

投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

上記リスクに対する管理体制は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## ＜参考情報＞代表的な資産クラスと騰落率の比較等

投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

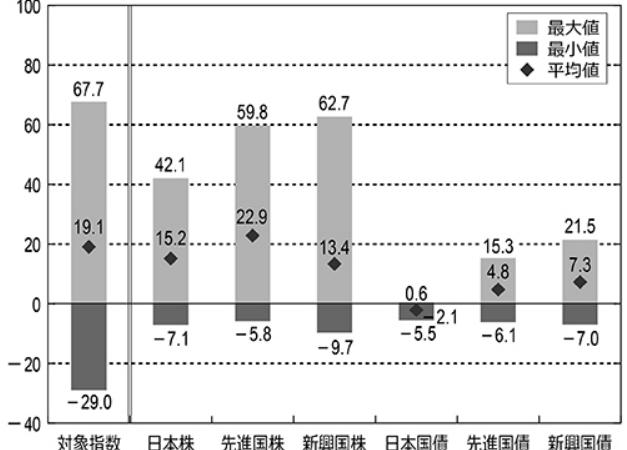
＜ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移＞ ＜ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較＞

ファンドの年間騰落率：ありません。  
分配金再投資基準価額：ありません。

対象指数の年間騰落率 (2020年8月～2025年7月) (%)



(2020年8月～2025年7月)



- ・有価証券届出書提出日現在、ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額はありませんので、上記の左グラフは、各月末における対象指数の年間騰落率のみを表示したものです。
  - ・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
  - ・有価証券届出書提出日現在、ファンドの年間騰落率はありませんので、上記の右グラフは、対象指数と代表的な資産クラスについて、上記記載の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を表示しています。
  - ・代表的な資産クラスの全てが当ファンドの投資対象とは限りません。また、海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して円換算しています。
- ※上記のグラフは過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

### 「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指標

#### 日本株:TOPIX(東証株価指数、配当込み)

TOPIX(東証株価指数、配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

#### 先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

#### 新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

#### 日本国債:NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。

#### 先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

#### 新興国債:JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

指定参加者は、取得申込者から、指定参加者が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴収することができるものとします。

※詳しくは指定参加者にお問い合わせください。なお、指定参加者については、委託会社までお問い合わせください。購入時手数料は、ファンドの購入に関する事務手続き等の対価として、購入時に頂戴するものです。

### (2) 【換金（解約）手数料】

指定参加者は、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、当該受益者から、指定参加者が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

また、受益権の買取りを行うときは、指定参加者が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴収することができるものとします。

※詳しくは指定参加者にお問い合わせください。なお、指定参加者については、委託会社までお問い合わせください。換金時手数料は、ファンドの換金に関する事務手続き等の対価として、換金時に頂戴するものです。

### (3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に年率0.0396%（税抜0.036%）以内の信託報酬率を乗じて得た額とします。

ファンドの信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払います。

<信託報酬率の配分（税抜）>

| 支払先  | 信託報酬率（年率） | 役務の内容                                   |
|------|-----------|---|
| 委託会社 | 0.011%    | 委託した資金の運用、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価 |
| 受託会社 | 0.025%    | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行、名義登録、分配金支払い業務等の対価  |

※上記の配分は、有価証券届出書提出日現在の配分であり、今後変更されることがあります。

なお、受益者が負担する実質的な信託報酬率は、純資産総額に対し年0.1096%（税抜0.106%）程度となります。

※SPDR®ポートフォリオS&P500®高配当ETFの受益証券の管理費用等年率0.07%を含めた実質的な信託報酬率の概算値です（有価証券届出書提出日現在）。ただし、この値は目安であり、SPDR®ポートフォリオS&P500®高配当ETFの受益証券の実際の組入れ状況等により変動します。

※消費税等相当額は、消費税および地方消費税に相当する金額です。

### (4) 【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。ただし、これらに限定されるものではありません。

- ① 有価証券売買時にかかる売買委託手数料
- ② 信託事務の処理に要する諸費用（⑥に規定する諸費用を除きます。）
- ③ 借入金の利息
- ④ 信託財産に関する租税
- ⑤ 受託会社の立替えた立替金の利息

## ⑥ その他諸費用

- 1) 受益権の管理事務に関する費用
- 2) 受益権の上場にかかる費用（2025年10月21日現在）
  - (a) 年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%（税抜き0.0075%）
  - (b) 新規上場料：新規上場時の純資産総額に対して、0.00825%（税抜き0.0075%）
  - (c) 追加上場料：追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場日および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825%（税抜き0.0075%）
- 3) ファンドの運用において利用する対象指数の商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（2025年10月21日現在）  
ファンドの純資産総額に対して、年率0.0075%を乗じて得た額とします。
- 4) 信託財産にかかる監査報酬  
上記①～⑤の費用（それに付随する消費税等相当額を含みます。）については、ファンドからその都度支払われます。また、上記⑥その他諸費用（それに付隨する消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの信託財産中から支払うことができます。  
なお、上記①～⑥の費用及び手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。
- ⑦ 委託会社は、上記⑥その他諸費用（それに付隨する消費税等相当額を含みます。）の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ⑧ 上記⑦その他諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ⑨ 上記⑦その他諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用等の額は、信託約款に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる費用等（それに付隨する消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。
- ⑩ 信託財産留保額  
購入時、換金時において、購入・換金受付日の翌営業日の基準価額に委託会社がそれぞれ定める率を乗じて得た額とします。  
購入時の信託財産留保額および換金時の信託財産留保額の料率は、隨時変更するため、それぞれの料率もしくは上限等を表示することができません。  
適用となるそれぞれの料率については、原則として購入または換金受付日の前営業日に提示されます。  
それぞれの料率については、指定参加者にお問い合わせください。
- ⑪ 追加信託執行実額調整金および一部解約執行実額調整金  
当ファンドは購入時および換金時には信託財産留保額を適用します。ただし、設定後、委託会社の判断により、追加信託執行実額調整金および一部解約執行実額調整金を適用し、購入時、換金時において有価証券売買取引で実際に発生した執行コストを投資者に負担いただくこととする場合があります。

\*これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

## (5) 【課税上の取扱い】

課税上は上場証券投資信託として取り扱われ、日本の居住者（法人を含みます。）である受益者については、以下のような取扱いとなります。なお、税制が改正された場合には、その内容が変更されることがあります。

### ■個人、法人別の課税について■

#### ◆個人の投資家に対する課税

##### イ. 受益権の売却時、解約時および償還時

売却時、解約時および償還時の差益（譲渡益）については、「申告分離課税」の取扱いとなり、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税0.315%および地方税 5%）の税率で課税されます。

##### ロ. 収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

収益分配金については、源泉徴収のみで課税関係が終了する申告不要制度を選択することができます。

一方、確定申告を行う場合には、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択します。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

上場証券投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象です。

##### ハ. 損益通算について

売却時、解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。売却時、解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

#### ◆法人の投資家に対する課税

##### イ. 受益権の売却時、解約時および償還時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

##### ロ. 収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、15.315%（所得税 15%および復興特別所得税 0.315%）の税率で源泉徴収（※）されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

益金不算入制度の適用はありません。

※源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

※上記は、2025年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### (参考情報) ファンドの総経費率

- ・ファンドの運用は2025年11月17日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

## 5 【運用状況】

本ファンドは、2025年11月17日より運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

### (1) 【投資状況】

該当事項はありません。

### (2) 【投資資産】

#### ①【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

#### ②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### ③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### (3) 【運用実績】

#### ①【純資産の推移】

該当事項はありません。

#### ②【分配の推移】

該当事項はありません。

#### ③【収益率の推移】

該当事項はありません。

### (4) 【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

(参考情報) 運用実績

## 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

## 分配の推移

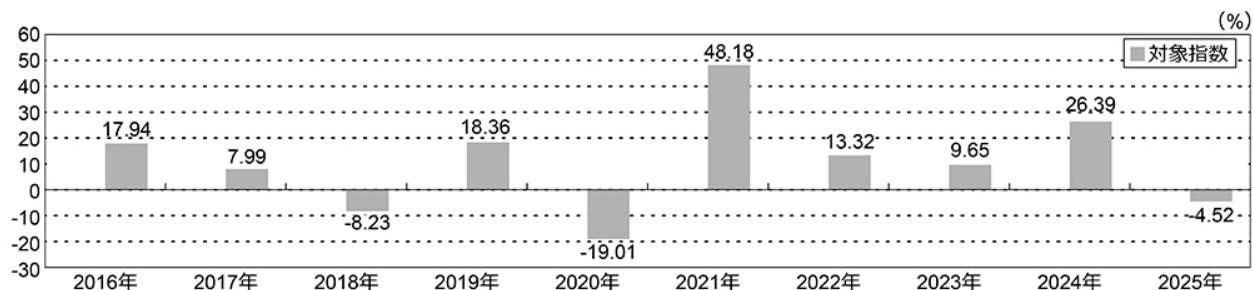
該当事項はありません。

## 主要な資産の状況

該当事項はありません。

## 年間收益率の推移 (暦年ベース)

該当事項はありません。



※上記は当ファンドの対象指数の年間收益率で、2025年の年間收益率は年初から7月末までで算出しています。

- 上記の運用実績は、当ファンドの対象指数の年間收益率の過去の実績であり将来の成果を保証するものではありません。
- 上記の対象指数の情報は参考情報です。
- 最新の運用実績は委託会社のホームページ、または指定参加者でご確認いただけます。

## 第2 【管理及び運営】

### 1 【申込（販売）手続等】

#### (1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に、受益権の募集が行われます。

申込期間中の各営業日に、お申込いただけます。

#### (2) 受益権の購入の受付

① 初回申込期間：初回申込期間の最終日の指定参加者が定める時間までに、指定参加者所定の事務手續が完了したものを購入受付分とします。

② 継続申込期間：委託会社は、原則として、購入受付日の午後4時30分までに指定参加者所定の事務手續が完了したものを申込受付分とします。ただし、受付時間は指定参加者によって異なることがあります。詳細は指定参加者にお問い合わせください。受付時間を過ぎての購入の申込は翌営業日のお取扱いとします。

また、指定参加者および取得申込者が、委託会社が指定する時刻までに委託会社に取り消しの申出を行い、委託会社が承認する場合は、委託会社が受け付けた購入申込を取り消すことができます。

#### (3) 申込不可日

次に定める日には、購入申込を原則として受け付けません。ただし、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合は、購入申込を受け付けることがあります。

① 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内）

② ニューヨーク証券取引所の休場日

③ 信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間

④ 上記のほか、委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

#### (4) 申込単位

40,000口単位

※詳しくは、指定参加者にお問い合わせください。

#### (5) 申込価額

① 初回設定：1口当たり250円

② 継続申込期間：購入受付日の翌営業日の基準価額に追加信託財産留保額を加算した額です。ただし、委託会社の判断により、翌営業日の基準価額に追加信託執行実額調整金を加算または控除した額とする場合があります。

#### (6) 申込手数料

指定参加者は、取得申込者から、指定参加者が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴収することができるものとします。

※詳しくは、指定参加者にお問い合わせください。

#### (7) 購入受付の制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の購入の申込には制限を設ける場合があります。

※詳しくは、指定参加者にお問い合わせください。

#### (8) 購入の受付中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき、ならびに運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれがあると認めたときは、受益権の購入の受付の停止およびすでに受け付けた購入の取消し、またはその両方を行うことができます。

### 2 【換金（解約）手続等】

#### (1) 解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定参加者に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、受託会社に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行うよう指図し（当該一部解約の実行の請求に対し、追加信託金に係る金銭の引き渡しをもって応じることができる場合を除きます。）、この信託契約の一部を解約します。

#### (2) 解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求日（「解約申込日」といいます。）の午後4時30分までの、指定参加者が定める时限までに指定参加者に解約の連絡をして受理されたものを、一部解約の申込みとして取扱います。

#### (3) 申込不可日

次に定める日には、換金申込を原則として受け付けません。ただし、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合は、換金申込を受け付けることがあります。

- ① 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内）
- ② ニューヨーク証券取引所の休場日
- ③ 信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
- ④ 上記のほか、委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

#### (4) 換金単位

40,000口単位

※詳しくは、指定参加者にお問い合わせください。

#### (5) 換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額から一部解約時の信託財産留保額を控除した額です。ただし、委託会社の判断により、翌営業日の基準価額に一部解約執行実額調整金を加算または控除した額とする場合があります。

#### (6) 換金手数料

指定参加者は、換金申込者から、指定参加者が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴収することができるものとします。

※詳しくは、指定参加者にお問い合わせください。

#### (7) 換金代金のお支払い

原則として、換金代金は、受益者の一部解約の実行の請求を受け付けた日から起算して5営業

日目からお支払いします。

(8) 受益権と信託財産に属する有価証券との交換

受益者は、信託期間中において、自己に帰属する受益権をもって当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換を請求することはできません。

(9) 受益権の買取り

- ① 指定参加者は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合で、信託終了日の2営業日前までに受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。
- ② 受益権の買取価額は、買取請求の受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ③ 指定参加者は、前記②の規定により受益権の買取りを行うときは、指定参加者が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
- ④ 指定参加者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて前記①による受益権の買取りを停止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取り消すことができます。
- ⑤ 前記④により受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行つた当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして、前記①から③の規定を準用します。

(10) その他

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約または換金の請求金額が多額となる場合には制限を設ける場合があります。

上記にかかわらず、委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。なお、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の解約請求受付期間に一部解約の実行の請求を受け付けたものとし、上記の規定に準じて計算された価額とします。

※本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

### 3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

1) 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財

産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（なお、本ファンドにおいては100口当たりで表示されます。）。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

#### ＜主要投資対象の評価方法＞

| 主要投資対象 | 有価証券等の評価方法   |
|--------|--|
| 投資証券証券 | 原則として、基準価額計算日に知りうる直近の純資産価格（基準価額）で評価します。また、上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場で評価します。 |

※国内で取引される資産については原則として基準価額計算日の値、国外で取引される資産については原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の値で評価します。

#### 2) 基準価額の算出頻度

基準価額は原則として委託会社の営業日において日々算出されます。

#### 3) 基準価額の公表

基準価額は、指定参加者でご確認いただけるほか、下記の照会先までお問い合わせください。  
＜照会先＞

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03-4530-7333

(受付時間：原則として委託会社の営業日午前9時～午後5時)

ホームページアドレス：[www.statestreet.com/im](http://www.statestreet.com/im)

#### (2) 【保管】

該当事項はありません。

#### (3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は無期限ですが、後記(5)の1) 2) 3) 5)の事由により信託が終了する場合があります。

#### (4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年1月、4月、7月、10月の各20日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は、信託契約締結日から2026年1月20日までとします。ただし、最終計算期間の終了日は、後記(5)の1) 2) 3) 5)に定める信託期間の終了日とします。

#### (5) 【その他】

##### 1) 信託契約の解約

① 次のいずれかに該当する場合には、委託会社は受託会社と合意の上、投資信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。

- ・ 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合
- ・ 対象指数が廃止された場合
- ・ 対象指数の計算方法の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要を認めたこの投資信託約款の変更が書面決議により否決された場合

② 次のいずれかの場合には、委託会社は事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意の上、投資信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることができます。

- ・ ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合

- ・ 当初設定日より3年を経過した日以降に、受益権の口数が400万口を下回ることとなった場合
- ・ やむを得ない事情が発生した場合

2) 信託契約に関する監督官庁の命令

- (a) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (b) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記6)の規定にしたがいます。

3) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- (a) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (b) 上記(a)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記6)の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

4) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- (a) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することができ、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。
- (b) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

5) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- (a) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記6)の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- (b) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

6) 信託約款の変更等

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本6)に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (b) 委託会社は、上記(a)の事項（信託約款の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドに係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (c) 上記(b)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの

信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本（c）において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- (d) 上記（b）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- (e) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f) 上記（b）から上記（e）までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドに係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g) 上記（a）から上記（f）までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### 7) 反対受益者の買取請求権

前記1)に規定する信託契約の解約または前記6)に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

#### 8) 公告

- (a) 委託会社が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。  
[www.statestreet.com/im](http://www.statestreet.com/im)
- (b) 前記(a)の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 9) 金融商品取引所への上場

- (a) 委託会社は、この信託の受益権について、金融商品取引所に上場申請を行うものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所に上場されるものとします。
- (b) 委託会社は、この信託の受益権が上場された場合には、上記(a)の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行う受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

### 4 【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次の通りです。

#### ① 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から、指定参加者において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため指定参加者の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

② 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から、指定参加者において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定参加者の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

③ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

④ 書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行使することができます。

⑤ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3 【ファンドの経理状況】

当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成され、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受ける予定です。

当ファンドは、2025年11月17日より運用を開始する予定のため、該当する事項はありません。

#### 1 【財務諸表】

##### (1) 【貸借対照表】

該当する事項はありません。

##### (2) 【損益及び剰余金計算書】

該当する事項はありません。

##### (3) 【注記表】

該当する事項はありません。

##### (4) 【附属明細表】

該当する事項はありません。

## 2 【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

当ファンドは、2025年11月17日より運用を開始する予定のため、該当する事項はありません。

## 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

受益者が委託会社に対して行う下記の手続きは、指定参加者を通じて、委託会社に請求することにより行うことができます。詳しくは指定参加者にお問い合わせ下さい。

### (1) 受益証券の名義書換等

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。したがって該当事項はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

### (3) 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

#### <受益権の譲渡>

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### <受益権の譲渡の対抗要件>

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に對抗することができません。

### (4) その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

#### <受益権の再分割>

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### <償還金>

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定参加者の名義で記載または記録

されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

<質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて>

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額（本書提出日現在）

###### ① 資本金の額

委託会社の資本金の額は金3億1千万円です。

###### ② 発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は6,200株です。

###### ③ 発行済株式の総数

委託会社の発行済株式総数は6,200株です。

###### ④ 最近5年間における主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

##### (2) 委託会社の機構

###### ① 会社の意思決定機構

取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、代表取締役社長に事故があるときにその職務を代行します。監査役は、委託会社の会計監査を行います。各部には、部長をおき、部長は、代表取締役社長または取締役の命を受け、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

###### ② 投資運用の意思決定機構

###### 1) 運用基本方針の決定

投資政策委員会で、投資対象地域経済、産業、政治について更に精緻に分析を行い、投資対象企業、債券を様々な面より分析しつつ、基本的な運用方針を決定します。

###### 2) 運用実施計画の作成

ファンド・マネージャーは決定された運用基本方針に基づいて、具体的な銘柄選択と運用実施計画を作成します。

###### 3) 運用の実行

ファンド・マネージャーは運用計画に基づいて、組入有価証券の売買等を指図します。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業、第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を行っています。

2025年7月末現在、委託会社の運用する証券投資信託は、123本であり、その純資産総額は3,967,686百万円です（親投資信託を除く、公募投資信託および私募投資信託の合計値です。）。

### 3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」といいます）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2025年6月10日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社  
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉宏和  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 財務諸表に対する意見を表明するために、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 1. 財務諸表

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

| 科<br>目   | 期<br>別 | 前事業年度<br>(2024年3月31日現在) |       | 当事業年度<br>(2025年3月31日現在) |       |
|----------|--------|-------------------------|-------|-------------------------|-------|
|          |        | 金額                      | 構成比   | 金額                      | 構成比   |
| (資産の部)   |        |                         | %     |                         | %     |
| 流動資産     |        |                         |       |                         |       |
| 預金       |        | 4,234,566               |       | 5,255,086               |       |
| 前払金      |        | 102,444                 |       | 192,385                 |       |
| 前払費用     |        | 41,233                  |       | 41,160                  |       |
| 未収入金     |        | 1,032,848               |       | 651,420                 |       |
| 未収委託者報酬  |        | 749,873                 |       | 828,796                 |       |
| 未収収益     |        | 27,066                  |       | 1,301                   |       |
| 流動資産計    |        | 6,188,032               | 81.2  | 6,970,151               | 85.3  |
| 固定資産     |        |                         |       |                         |       |
| 有形固定資産   |        | 0                       |       | 10,584                  |       |
| 建物附属設備   | ※1     | 0                       |       | —                       |       |
| 器具備品     | ※1     | 0                       |       | 10,584                  |       |
| 無形固定資産   |        | 0                       |       | 0                       |       |
| ソフトウェア   |        | 0                       |       | 0                       |       |
| 投資その他の資産 |        | 1,432,737               |       | 1,189,419               |       |
| 投資有価証券   |        | 39,012                  |       | 40,048                  |       |
| 長期差入保証金  |        | 48,833                  |       | 43,216                  |       |
| 繰延税金資産   |        | 1,338,616               |       | 1,099,879               |       |
| その他投資    |        | 6,275                   |       | 6,275                   |       |
| 固定資産計    |        | 1,432,737               | 18.8  | 1,200,003               | 14.7  |
| 資産合計     |        | 7,620,770               | 100.0 | 8,170,154               | 100.0 |

(単位：千円)

| 期 別          | 前事業年度<br>(2024年3月31日現在) |           |       | 当事業年度<br>(2025年3月31日現在) |           |       |
|--------------|-------------------------|-----------|-------|-------------------------|-----------|-------|
|              | 科 目                     | 金 額       | 構成比   | 金 額                     | 構成比       |       |
| (負債の部)       |                         |           | %     |                         |           | %     |
| 流動負債         |                         |           |       |                         |           |       |
| 預り金          |                         | 188,612   |       |                         | 207,627   |       |
| 未払金          |                         | 339,082   |       |                         | 404,642   |       |
| 未払手数料        | 221,226                 |           |       | 254,991                 |           |       |
| その他未払金       | 117,856                 |           |       | 149,650                 |           |       |
| 未払費用         |                         | 13,751    |       |                         | 15,158    |       |
| 未払法人税等       |                         | 45,960    |       |                         | 193,713   |       |
| 未払消費税等       |                         | 59,410    |       |                         | 55,908    |       |
| 賞与引当金        |                         | 125,008   |       |                         | 103,473   |       |
| 流動負債計        |                         | 771,826   | 10.1  |                         | 980,524   | 12.0  |
| 固定負債         |                         |           |       |                         |           |       |
| 退職給付引当金      |                         | 62,307    |       |                         | 79,516    |       |
| 固定負債計        |                         | 62,307    | 0.8   |                         | 79,516    | 1.0   |
| 負債合計         |                         | 834,133   | 10.9  |                         | 1,060,041 | 13.0  |
| (純資産の部)      |                         |           | %     |                         |           | %     |
| 株主資本         |                         | 6,778,287 | 88.9  |                         | 7,101,046 | 86.9  |
| 資本金          | 310,000                 |           |       | 310,000                 |           |       |
| 利益剰余金        |                         |           |       |                         |           |       |
| 利益準備金        | 77,500                  |           |       | 77,500                  |           |       |
| その他利益剰余金     |                         |           |       |                         |           |       |
| 別途積立金        | 31,620                  |           |       | 31,620                  |           |       |
| 繰越利益剰余金      | 6,359,167               |           |       | 6,681,926               |           |       |
| 評価・換算差額等     |                         | 8,348     | 0.1   |                         | 9,066     | 0.1   |
| その他有価証券評価差額金 | 8,348                   |           |       | 9,066                   |           |       |
| 純資産合計        |                         | 6,786,636 | 89.1  |                         | 7,110,113 | 87.0  |
| 負債・純資産合計     |                         | 7,620,770 | 100.0 |                         | 8,170,154 | 100.0 |

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

| 科 目       | 期 別 | 前事業年度<br>自 2023年4月1日<br>至 2024年3月31日 |       | 当事業年度<br>自 2024年4月1日<br>至 2025年3月31日 |       |
|-----------|-----|--------------------------------------|-------|--------------------------------------|-------|
|           |     | 金額                                   | 構成比   | 金額                                   | 構成比   |
|           |     |                                      | %     |                                      | %     |
| 営業収益      |     |                                      |       |                                      |       |
| 委託者報酬     |     | 2,891,198                            |       | 3,159,384                            |       |
| 投資顧問収入    |     | 2,862,987                            |       | 2,869,671                            |       |
| その他営業収益   | ※1  | 102,972                              |       | 74,525                               |       |
| 営業収益計     |     | 5,857,158                            | 100.0 | 6,103,581                            | 100.0 |
| 営業費用      |     |                                      |       |                                      |       |
| 支払手数料     |     | 906,480                              |       | 1,024,590                            |       |
| 広告宣伝費     |     | 21,264                               |       | 84,625                               |       |
| 公告費       |     | —                                    |       | 1,140                                |       |
| 調査費       |     | 720,300                              |       | 723,759                              |       |
| 調査費       |     | 396,650                              |       | 389,188                              |       |
| 委託調査費     |     | 323,202                              |       | 334,212                              |       |
| 図書費       |     | 446                                  |       | 358                                  |       |
| 委託計算費     |     | 207,395                              |       | 232,269                              |       |
| 営業雑経費     |     | 55,720                               |       | 50,286                               |       |
| 通信費       |     | 8,017                                |       | 7,612                                |       |
| 印刷費       |     | 26,511                               |       | 15,708                               |       |
| 協会費       |     | 15,992                               |       | 21,171                               |       |
| 諸会費       |     | 83                                   |       | 1                                    |       |
| その他       |     | 5,114                                |       | 5,792                                |       |
| 営業費用計     |     | 1,911,160                            | 32.6  | 2,116,670                            | 34.7  |
| 一般管理費     |     |                                      |       |                                      |       |
| 給料        |     | 1,332,279                            |       | 1,418,542                            |       |
| 役員報酬      |     | 154,418                              |       | 130,477                              |       |
| 給料・手当     |     | 805,664                              |       | 905,955                              |       |
| 賞与        |     | 289,236                              |       | 298,672                              |       |
| 賞与引当金繰入額  |     | 82,960                               |       | 83,436                               |       |
| 交際費       |     | 2,358                                |       | 2,917                                |       |
| 旅費交通費     |     | 11,678                               |       | 13,965                               |       |
| 租税公課      |     | 29,533                               |       | 43,879                               |       |
| 不動産賃借料    |     | 72,193                               |       | 69,771                               |       |
| 退職給付費用    |     | 61,309                               |       | 96,268                               |       |
| 固定資産減価償却費 |     | 428                                  |       | 932                                  |       |
| 福利厚生費     |     | 144,113                              |       | 148,872                              |       |
| 諸経費       |     | 161,722                              |       | 206,939                              |       |
| 一般管理費計    |     | 1,815,616                            | 31.0  | 2,002,089                            | 32.8  |
| 営業利益      |     | 2,130,381                            | 36.4  | 1,984,820                            | 32.5  |

|                  |  |             |       |  |             |       |
|------------------|--|-------------|-------|--|-------------|-------|
| 営業外収益            |  |             |       |  |             |       |
| 為替差益             |  | 1, 186      |       |  | —           |       |
| 有価証券運用益          |  | 1, 258      |       |  | —           |       |
| 有価証券分配金          |  | —           |       |  | 40          |       |
| 雑収入              |  | 61          |       |  | 115         |       |
| 営業外収益計           |  | 2, 505      | 0. 0  |  | 155         | 0. 0  |
| 営業外費用            |  |             |       |  |             |       |
| 移転価格調整金　　※ 1、※ 2 |  | 996, 646    |       |  | 416, 568    |       |
| 為替差損             |  | 2, 193      |       |  | 839         |       |
| 雑損失              |  | 3, 349      |       |  | 20          |       |
| 営業外費用計           |  | 1, 002, 189 | 17. 1 |  | 417, 428    | 6. 8  |
| 経常利益             |  | 1, 130, 697 | 19. 3 |  | 1, 567, 547 | 25. 7 |
| 特別損失             |  |             |       |  |             |       |
| 事務処理損失           |  | 814         |       |  | 654         |       |
| 特別損失計            |  | 814         | 0. 0  |  | 654         | 0. 0  |
| 税引前当期純利益         |  | 1, 129, 883 | 19. 3 |  | 1, 566, 893 | 25. 7 |
| 法人税, 住民税及び事業税    |  | 189, 140    | 3. 2  |  | 260, 714    | 4. 3  |
| 法人税等調整額          |  | 195, 041    | 3. 3  |  | 238, 420    | 3. 9  |
| 当期純利益            |  | 745, 701    | 12. 7 |  | 1, 067, 758 | 17. 5 |

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

| 資本金                         | 株 主 資 本 |              |             |             |             | 評価・換算差額等             |       | 純資産合計       |  |
|-----------------------------|---------|--------------|-------------|-------------|-------------|----------------------|-------|-------------|--|
|                             | 利益剰余金   |              |             | 利益剰余金<br>合計 | 株主資本<br>合計  | その他<br>有価証券<br>評価差額金 |       |             |  |
|                             | 利益準備金   | その他利益<br>剰余金 | 繰越利益<br>剰余金 |             |             |                      |       |             |  |
| 当期首残高                       | 310,000 | 77,500       | 31,620      | 6,784,466   | 6,893,586   | 7,203,586            | —     | —           |  |
| 当期変動額                       |         |              |             |             |             |                      |       |             |  |
| 剩余金の<br>配当                  | —       | —            | —           | (1,171,000) | (1,171,000) | (1,171,000)          | —     | (1,171,000) |  |
| 当期純利益                       | —       | —            | —           | 745,701     | 745,701     | 745,701              | —     | 745,701     |  |
| 株主資本<br>以外の項目の当期<br>変動額(純額) | —       | —            | —           | —           | —           | —                    | 8,348 | 8,348       |  |
| 当期変動額<br>合計                 | —       | —            | —           | (425,298)   | (425,298)   | (425,298)            | 8,348 | 8,348       |  |
| 当期末残高                       | 310,000 | 77,500       | 31,620      | 6,359,167   | 6,468,287   | 6,778,287            | 8,348 | 6,786,636   |  |

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

| 資本金                         | 株 主 資 本 |              |             |             |            | 評価・換算差額等             |       | 純資産合計     |  |
|-----------------------------|---------|--------------|-------------|-------------|------------|----------------------|-------|-----------|--|
|                             | 利益剰余金   |              |             | 利益剰余金<br>合計 | 株主資本<br>合計 | その他<br>有価証券<br>評価差額金 |       |           |  |
|                             | 利益準備金   | その他利益<br>剰余金 | 繰越利益<br>剰余金 |             |            |                      |       |           |  |
| 当期首残高                       | 310,000 | 77,500       | 31,620      | 6,359,167   | 6,468,287  | 6,778,287            | 8,348 | 8,348     |  |
| 当期変動額                       |         |              |             |             |            |                      |       |           |  |
| 剩余金の<br>配当                  | —       | —            | —           | (745,000)   | (745,000)  | (745,000)            | —     | (745,000) |  |
| 当期純利益                       | —       | —            | —           | 1,067,758   | 1,067,758  | 1,067,758            | —     | 1,067,758 |  |
| 株主資本<br>以外の項目の当期<br>変動額(純額) | —       | —            | —           | —           | —          | —                    | 718   | 718       |  |
| 当期変動額<br>合計                 | —       | —            | —           | 322,758     | 322,758    | 322,758              | 718   | 718       |  |
| 当期末残高                       | 310,000 | 77,500       | 31,620      | 6,681,926   | 6,791,046  | 7,101,046            | 9,066 | 7,110,113 |  |

[重要な会計方針]

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法       | その他有価証券<br>市場価格のない株式等以外のもの<br>時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。<br>市場価格のない株式等<br>移動平均法による原価法を採用しております。   |
| 2. 固定資産の減価償却方法           | 有形固定資産<br>リース資産以外の有形固定資産<br>定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。<br>器具備品 3～7年   |
| 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。  |
| 4. 引当金の計上基準              | (1) 賞与引当金<br>従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。<br><br>(2) 退職給付引当金<br>退職給付引当金は、従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。<br>① 退職給付見込額の期間帰属方法<br>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。<br>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法<br>過去勤務費用<br>その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。<br>数理計算上の差異<br>発生の翌事業年度に一括損益処理しております。 |
| 5. 収益の計上方法               | (1) 委託者報酬<br>委託者報酬は、投資信託約款に定められた履行義務の充足状況に基づき、投資信託約款毎に、日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。<br>(2) 投資顧問収入<br>投資顧問収入は、投資顧問契約に定められた履行義務の充足状況に基づき、投資顧問契約毎に計算基礎額に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。   |

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより、当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 1,099,879 千円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生および金額によって見積もっております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期および金額が見積りと異なった場合や将来の税法の改正等により、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)
- ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

注　記　事　項

(貸借対照表関係)

| 前事業年度<br>( 2024 年 3 月 31 日現在 )          | 当事業年度<br>( 2025 年 3 月 31 日現在 )          |
|---|---|
| ※1. 有形固定資産の減価償却累計額<br>器 具 備 品 29,386 千円 | ※1. 有形固定資産の減価償却累計額<br>器 具 備 品 28,435 千円 |
| 関係会社に係る注記<br>該当事項はありません。                | 関係会社に係る注記<br>同左                         |

(損益計算書関係)

| 前事業年度<br>自 2023 年 4 月 1 日<br>至 2024 年 3 月 31 日   | 当事業年度<br>自 2024 年 4 月 1 日<br>至 2025 年 3 月 31 日  |
|--|---|
| ※1. 移転価格調整金の取り扱いに係る注記<br>当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従つて調整額を精算することとしております。当事業年度にステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた事務手数料調整額 102,739 千円は、損益計算書のその他営業収益に、また、当社がステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに支払った調整額 996,646 千円は、損益計算書の営業外費用である移転価格調整金に含まれております。 | ※1. 移転価格調整金の取り扱いに係る注記<br>当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従つて調整額を精算することとしております。当事業年度にステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた事務手数料調整額 74,278 千円は、損益計算書のその他営業収益に、また、当社がステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに支払った調整額 416,568 千円は、損益計算書の営業外費用である移転価格調整金に含まれております。 |
| ※2. 関係会社に係る注記<br>関係会社との取引高<br>営業外費用 996,646 千円   | ※2. 関係会社に係る注記<br>関係会社との取引高<br>営業費用および一般管理費 880,997 千円<br>営業外費用 416,568 千円   |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の総数に関する事項

|      | 当事業年度期首 | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当事業年度末  |
|------|---------|---------|---------|---------|
| 普通株式 | 6,200 株 | -       | -       | 6,200 株 |

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| (決議)                 | 株式の種類 | 配当金の総額      | 1株当たりの配当額   | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------------|-------------|------------|------------|
| 2023年6月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 1,171,000千円 | 188,870.96円 | 2023年3月31日 | 2023年6月28日 |

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

| (決議)                 | 株式の種類 | 配当金の総額    | 配当の原資 | 1株当たりの配当額   | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------|-------|-------------|------------|------------|
| 2024年6月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 745,000千円 | 利益剰余金 | 120,161.29円 | 2024年3月31日 | 2024年6月28日 |

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の総数に関する事項

|      | 当事業年度期首 | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当事業年度末  |
|------|---------|---------|---------|---------|
| 普通株式 | 6,200 株 | -       | -       | 6,200 株 |

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| (決議)                 | 株式の種類 | 配当金の総額    | 1株当たりの配当額   | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------|-------------|------------|------------|
| 2024年6月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 745,000千円 | 120,161.29円 | 2024年3月31日 | 2024年6月28日 |

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

| (決議)                 | 株式の種類 | 配当金の総額      | 配当の原資 | 1株当たりの配当額   | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------------|-------|-------------|------------|------------|
| 2025年6月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 1,067,000千円 | 利益剰余金 | 172,096.77円 | 2025年3月31日 | 2025年6月27日 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言業、第二種金融商品取引業及び第一種金融商品取引業を行っております。これらの事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については、現状必要性を想定しておりません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託及び投資法人に関する法律により、信託銀行において分別管理される信託財産のため、当該報酬は、計理上日々の未払委託者報酬として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクは限定されております。

同じく営業債権である未収投資顧問料は、概ね6か月以内に回収される債権であり、また顧客の業種等も多岐にわたり分散されていることから、顧客の信用リスクは限定されております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日現在

|        | 貸借対照表計上額(千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|--------|--------------|--------|--------|
| 投資有価証券 | 39,012       | 39,012 | -      |
| 資産計    | 39,012       | 39,012 | -      |

預金、未収入金、未収委託者報酬、未収収益、未払手数料及びその他未払金は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2025年3月31日現在

|        | 貸借対照表計上額(千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|--------|--------------|--------|--------|
| 投資有価証券 | 40,048       | 40,048 | -      |
| 資産計    | 40,048       | 40,048 | -      |

預金、未収入金、未収委託者報酬、未収収益、未払手数料及びその他未払金は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

2024年3月31日現在

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

| 区分      | 時価(千円) |        |      |        |
|---------|--------|--------|------|--------|
|         | レベル1   | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| 投資有価証券  | -      | 39,012 | -    | 39,012 |
| その他有価証券 |        | 39,012 |      | 39,012 |
| 資産計     | -      | 39,012 | -    | 39,012 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券は投資信託であり基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

2025年3月31日現在

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### 時価で貸借対照表に計上している金融商品

| 区分      | 時価(千円) |        |      |        |
|---------|--------|--------|------|--------|
|         | レベル1   | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| 投資有価証券  | —      | 40,048 | —    | 40,048 |
| その他有価証券 |        | 40,048 |      | 40,048 |
| 資産計     | —      | 40,048 | —    | 40,048 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券は投資信託であり基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

#### (有価証券関係)

2024年3月31日現在

##### その他有価証券

| 区分                           | 貸借対照表計上額 | 取得原価     | 差額       |
|------------------------------|----------|----------|----------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの<br>投資信託  | 39,012千円 | 26,980千円 | 12,032千円 |
| 小計                           | 39,012千円 | 26,980千円 | 12,032千円 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの<br>投資信託 | —        | —        | —        |
| 小計                           | —        | —        | —        |
| 合計                           | 39,012千円 | 26,980千円 | 12,032千円 |

2025年3月31日現在

##### その他有価証券

| 区分                           | 貸借対照表計上額 | 取得原価     | 差額       |
|------------------------------|----------|----------|----------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの<br>投資信託  | 39,113千円 | 25,980千円 | 13,133千円 |
| 小計                           | 39,113千円 | 25,980千円 | 13,133千円 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの<br>投資信託 | 934千円    | 1,000千円  | △65千円    |
| 小計                           | 934千円    | 1,000千円  | △65千円    |
| 合計                           | 40,048千円 | 26,980千円 | 13,068千円 |

(デリバティブ取引関係)

| 前事業年度<br>自 2023年4月 1日<br>至 2024年3月 31日 | 当事業年度<br>自 2024年4月 1日<br>至 2025年3月 31日 |
|--|--|
| 該当事項はありません。                            | 同左                                     |

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

| 前事業年度<br>自 2023年4月 1日<br>至 2024年3月 31日   | 当事業年度<br>自 2024年4月 1日<br>至 2025年3月 31日 |
|--|--|
| <p>2011年4月1日に複数事業主制度の確定給付企業年金制度（キャッシュ・バランス・プラン）、確定拠出年金制度を導入いたしました。</p> <p>また、2000年9月29日より退職給付信託を設定しております。</p> <p>なお、複数事業主制度の確定給付企業年金制度は自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に算定できることから、確定給付制度の注記に含めて記載しております。</p> | 同左                                     |

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

|              | 前事業年度<br>自 2023年4月 1日<br>至 2024年3月 31日 |
|--------------|--|
| 退職給付債務の期首残高  | 483,396                                |
| 勤務費用         | 51,371                                 |
| 利息費用         | -                                      |
| 数理計算上の差異の発生額 | 20,319                                 |
| 退職給付の支払額     | △66,566                                |
| 退職給付債務の期末残高  | 488,520                                |

(単位：千円)

|              | 当事業年度<br>自 2024年4月 1日<br>至 2025年3月 31日 |
|--------------|--|
| 退職給付債務の期首残高  | 488,520                                |
| 勤務費用         | 54,894                                 |
| 利息費用         | -                                      |
| 数理計算上の差異の発生額 | 15,628                                 |
| 退職給付の支払額     | △62,700                                |
| 退職給付債務の期末残高  | 496,343                                |

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

| 前事業年度<br>自 2023年4月1日<br>至 2024年3月31日 |         |
|--------------------------------------|---------|
| 年金資産の期首残高                            | 416,191 |
| 期待運用収益                               | 3,083   |
| 数理計算上の差異の発生額                         | △3,224  |
| 事業主からの拠出額                            | 53,186  |
| 退職給付の支払額                             | △66,566 |
| 年金資産の期末残高                            | 402,670 |

(単位：千円)

| 当事業年度<br>自 2024年4月1日<br>至 2025年3月31日 |         |
|--------------------------------------|---------|
| 年金資産の期首残高                            | 402,670 |
| 期待運用収益                               | 2,981   |
| 数理計算上の差異の発生額                         | 5,196   |
| 事業主からの拠出額                            | 58,246  |
| 退職給付の支払額                             | △62,700 |
| 年金資産の期末残高                            | 406,394 |

4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

| 前事業年度<br>自 2023年4月1日<br>至 2024年3月31日 |          |
|--------------------------------------|----------|
| 積立型制度の退職給付債務                         | 488,520  |
| 年金資産                                 | △402,670 |
|                                      | 85,850   |
| 非積立型制度の退職給付債務                        | -        |
| 未積立退職給付債務                            | 85,850   |
| 未認識数理計算上の差異                          | △23,543  |
|                                      | 62,307   |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額                  |          |

(単位：千円)

| 当事業年度<br>自 2024年4月1日<br>至 2025年3月31日 |          |
|--------------------------------------|----------|
| 積立型制度の退職給付債務                         | 496,343  |
| 年金資産                                 | △406,394 |
|                                      | 89,948   |
| 非積立型制度の退職給付債務                        | -        |
| 未積立退職給付債務                            | 89,948   |
| 未認識数理計算上の差異                          | △10,431  |
|                                      | 79,516   |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額                  |          |

## 5. 退職給付費用の内訳

(単位：千円)

|                   | 前事業年度<br>自 2023年4月1日<br>至 2024年3月31日 |
|-------------------|--------------------------------------|
| 確定給付制度に係る退職給付費用   | 39,232                               |
| (1)勤務費用           | 51,371                               |
| (2)利息費用           | -                                    |
| (3)期待運用収益         | △3,083                               |
| (4)数理計算上の差異の費用処理額 | △9,055                               |

(単位：千円)

|                   | 当事業年度<br>自 2024年4月1日<br>至 2025年3月31日 |
|-------------------|--------------------------------------|
| 確定給付制度に係る退職給付費用   | 75,456                               |
| (1)勤務費用           | 54,894                               |
| (2)利息費用           | -                                    |
| (3)期待運用収益         | △2,981                               |
| (4)数理計算上の差異の費用処理額 | 23,543                               |

## 6. 年金資産に関する事項

前事業年度（2024年3月31日現在）

### ① 年金資産の内訳

|            |        |
|------------|--------|
| 保険資産（一般勘定） | 98.1%  |
| その他        | 1.9%   |
| 合計         | 100.0% |

### ② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

当事業年度（2025年3月31日現在）

### ① 年金資産の内訳

|            |        |
|------------|--------|
| 保険資産（一般勘定） | 98.1%  |
| その他        | 1.9%   |
| 合計         | 100.0% |

### ② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## 7. 退職給付債務等の計算基礎に関する事項

|                   | 前事業年度<br>(2024年3月31日現在) |
|-------------------|-------------------------|
| (1)割引率            | 0.00%                   |
| (2)長期期待運用収益率      | 0.75%                   |
| (3)予想昇給率          | 5.80%                   |
| (4)退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準                  |
| (5)過去勤務費用の処理年数    | 発生時より 11 年              |
| (6)数理計算上の差異の処理年数  | 1 年                     |

|                   | 当事業年度<br>(2025年3月31日現在) |
|-------------------|-------------------------|
| (1)割引率            | 0.00%                   |
| (2)長期期待運用収益率      | 0.75%                   |
| (3)予想昇給率          | 5.80%                   |
| (4)退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準                  |
| (5)過去勤務費用の処理年数    | 発生時より 11年               |
| (6)数理計算上の差異の処理年数  | 1年                      |

## 8. 確定拠出制度

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社の確定拠出制度への要拠出額は 22,077 千円であります。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社の確定拠出制度への要拠出額は 20,811 千円であります。

### (税効果会計関係)

| 前事業年度<br>自 2023年4月 1日<br>至 2024年3月 31日   | 当事業年度<br>自 2024年4月 1日<br>至 2025年3月 31日   |
|--|--|
| 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳<br><br>(単位：千円)<br><br>繰延税金資産<br><br>賞与引当金繰入超過額 27,942<br>退職給付引当金 20,778<br>(注) 繰越欠損金 1,267,265<br>その他 26,314<br><br>繰延税金資産 合計 1,342,300 | 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳<br><br>(単位：千円)<br><br>繰延税金資産<br><br>賞与引当金繰入超過額 24,152<br>退職給付引当金 26,815<br>(注) 税務上の繰越欠損金 1,039,855<br>その他 46,429<br><br>繰延税金資産 小計 1,137,251<br><br>税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額<br>将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額 △33,371<br><br>評価性引当額 小計 △33,371<br><br>繰延税金資産 合計 1,103,881<br>繰延税金負債<br>その他有価証券評価差額金 △4,001<br><br>繰延税金資産の純額 1,099,879 |
| 繰延税金負債<br><br>その他有価証券評価差額金 △3,684  |  |
| 繰延税金資産の純額 1,338,616  |  |

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2024年3月31日現在）

|                   | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) | 合計<br>(千円)     |
|-------------------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|----------------|
| 税務上の繰越欠損金<br>(*1) | -            | 137,227             | 157,331             | -                   | 366,561             | 606,144     | 1,267,265      |
| 繰延税金資産            | -            | 137,227             | 157,331             | -                   | 366,561             | 606,144     | (*2) 1,267,265 |

(\*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(\*2) 税務上の繰越欠損金 1,267,265 千円（法定実効税率を乗じた金額）について、繰延税金資産 1,267,265 千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断しております。

当事業年度（2025年3月31日現在）

|                   | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) | 合計<br>(千円)     |
|-------------------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|----------------|
| 税務上の繰越欠損金<br>(*1) | -            | 43,867              | -                   | 372,027             | 287,713             | 336,248     | 1,039,855      |
| 繰延税金資産            | -            | 43,867              | -                   | 372,027             | 287,713             | 336,248     | (*2) 1,039,855 |

(\*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(\*2) 税務上の繰越欠損金 1,039,855 千円（法定実効税率を乗じた金額、1年以内のものは 30.62%、1年を超えるものは 31.52%）について、繰延税金資産 1,039,855 千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断しております。

| 前事業年度（2024年3月31日現在）   | 当事業年度（2025年3月31日現在） |       |                    |      |     |      |                   |              |   |
|---|---------------------|-------|--------------------|------|-----|------|-------------------|--------------|---|
| 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td> <td>30.6%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td>2.8%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0.6%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td><u>34.0%</u></td> </tr> </table> | 法定実効税率              | 30.6% | 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 2.8% | その他 | 0.6% | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | <u>34.0%</u> | 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。 |
| 法定実効税率  | 30.6%               |       |                    |      |     |      |                   |              |   |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目  | 2.8%                |       |                    |      |     |      |                   |              |   |
| その他   | 0.6%                |       |                    |      |     |      |                   |              |   |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率   | <u>34.0%</u>        |       |                    |      |     |      |                   |              |   |

## 法人税等の税率の変更により繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より防衛特別法人税が新設されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は30.62%から31.52%に変更されます。この変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）が23,465千円、法人税等調整額が23,465千円それぞれ増加しております。

### (資産除去債務関係)

#### 前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

##### (1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びバックアップセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

##### (2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

##### (3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は15,059千円であります。資産除去債務の総額は当事業年度において、変動はありません。

#### 当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

##### (1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

##### (2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

##### (3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は19,219千円であります。当事業年度において、原状回復費用の見直しが行われたことから、資産除去債務の総額は、4,160千円増加しました。

### (収益認識関係)

#### 前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社は、「(セグメント情報)」に記載のとおり、投資運用業の単一セグメントであり、営業収益のうち委託者報酬と投資顧問収入は、顧客との契約から生じる収益であります。

## (1) 収益の分解情報

当会計期間の収益の構成は次のとおりです。

委託者報酬 2,891,198 千円

投資顧問収入 2,862,987 千円

その他営業収益 102,972 千円

合計 5,857,158 千円

## (2) 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針「5. 収益の計上方法」に記載のとおりです。

## (3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

当社は、「(セグメント情報)」に記載のとおり、投資運用業の単一セグメントであり、営業収益のうち委託者報酬と投資顧問収入は、顧客との契約から生じる収益であります。

## (1) 収益の分解情報

当会計期間の収益の構成は次のとおりです。

委託者報酬 3,159,384 千円

投資顧問収入 2,869,671 千円

その他営業収益 74,525 千円

合計 6,103,581 千円

## (2) 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針「5. 収益の計上方法」に記載のとおりです。

## (3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(セグメント情報)

### 1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

### 2. セグメント関連情報

#### 1. 商品及びサービスに関する情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90% を超えるため、記載を省略しております。

#### 2. 地域に関する情報

##### ① 営業収益

本邦に所在している顧客への収益が損益計算書の営業収益の 90% を超えるため、記載を省略しております。  
なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除外しております。

##### ② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90% を超えるため、記載を省略しております。

### 3. 主要な顧客に関する情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。

また、投資顧問収入については、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

#### I 関連当事者との取引

##### (1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

##### (2) 同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

| 種類          | 会社等の名称                        | 所在地              | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業                   | 議決権の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 |   | 取引の内容   | 取引金額(千円)  | 科目         | 期末残高(千円)        |
|-------------|-------------------------------|------------------|----------|-----------------------------|---------------|-----------|---|---|---|------------|-----------------|
|             |                               |                  |          |                             |               | 役員の兼任等    | 事業上の関係  |   |   |            |                 |
| 同一の親会社を持つ会社 | ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー | 米国マサチューセッツ州ボストン市 | 29百万米ドル  | 銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務 | なし            | なし        | 助言などの投資顧問サービスの提供並びに受入れ<br>ソフトウェアの使用契約<br>人件費等及び事務手数料の支払 | ソフトウェア使用料の支払<br>投資顧問料の支払<br>人件費等の支払<br>事務手数料の受取<br>移転価格調整金の支払 | 349,158<br>233,443<br>112,526<br>102,739<br>996,646 | 前払金<br>未払金 | 3,388<br>33,312 |

|  |                                       |         |              |               |    |    |                                  |                       |        |     |        |
|--|---------------------------------------|---------|--------------|---------------|----|----|----------------------------------|-----------------------|--------|-----|--------|
|  | ステート・ストリート信託銀行株式会社                    | 東京都港区   | 25億円         | 銀行業           | なし | なし | 投資信託計理の事務サービスの受入れ<br>兼職社員の人事費支払等 | 投資信託計理業務委託<br>人件費等の支払 | 39,191 | 前払金 | 99,056 |
|  | ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ユニティッド・キングダム | 英国 ロンドン | 62百万ポンド      | 投資顧問、投資信託委託業務 | なし | なし | 投資顧問サービスの受入れ                     | 投資顧問料の支払              | 23,532 | -   | -      |
|  | ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール       | シンガポール  | 136万シンガポールドル | 投資顧問業         | なし | なし | 投資顧問サービスの受入れ及び ETF 商品の紹介         | 紹介料の受取<br>投資顧問料の支払    | 233    | -   | -      |

(注) 上記の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
- 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
- 役務料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて支払われております。
- 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
- ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて計算されております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権の所有(被所有)割合 | 当事業年度                     |                  | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |  |  |  |  |
|----|--------|-----|----------|-----------|---------------|---------------------------|------------------|-------|----------|----|----------|--|--|--|--|
|    |        |     |          |           |               | 自2024年4月1日<br>至2025年3月31日 |                  |       |          |    |          |  |  |  |  |
|    |        |     |          |           |               | 関連当事者との関係                 | 役員の兼任等<br>事業上の関係 |       |          |    |          |  |  |  |  |
|    |        |     |          |           |               |                           |                  |       |          |    |          |  |  |  |  |

|         |   |                          |              |                             |    |    |   |   |   |            |                   |
|---------|---|--------------------------|--------------|-----------------------------|----|----|---|---|---|------------|-------------------|
| 同一親会持会社 | ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カリフォルニア         | 米国<br>マサチューセッツ州<br>ボストン市 | 29百万<br>米ドル  | 銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務 | なし | なし | 助言などの投資顧問サービスの提供並びに受入れ<br>ソフトウェアの使用契約<br>人件費等及び事務手数料の支払 | ソフトウェア使用料の支払<br>投資顧問料の支払<br>人件費等の支払<br>事務手数料の受取<br>移転価格調整金の支払 | 334,750<br>230,948<br>95,312<br>74,278<br>416,568 | 前払金<br>未払金 | 170,340<br>33,242 |
|         | ステート・ストリート信託銀行株式会社                      | 東京都港区                    | 25億円         | 銀行業                         | なし | なし | 投資信託計理の事務サービスの受入れ<br>兼職社員の人件費支払等                        | 投資信託計理業務委託<br>人件費等の支払   | 39,783<br>126,028                                 | 前払金        | 22,044            |
|         | ステート・ストリート・グローバル・アドバイザリーズ・コインテックト・キングダム | 英国<br>ロンドン               | 62百万ポンド      | 投資顧問、投資信託委託業務               | なし | なし | 投資顧問サービスの受入れ  | 投資顧問料の支払  | 31,542  | -          | -                 |
|         | ステート・ストリート・グローバル・アドバイザリーズ・シンガポール        | シンガポール<br>市              | 136万シンガポールドル | 投資顧問業                       | なし | なし | 投資顧問サービスの受入れ及びETF商品の紹介                                  | 紹介料の受取<br>投資顧問料の支払  | 247<br>22,631                                     | -          | -                 |
|         |   |                          |              |                             |    |    |   |   |   |            |                   |

(注) 上記の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
2. 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
3. 役務料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて支払われております。

4. 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。

5. ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて計算されております。

## II 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

ステート・ストリート・コーポレーション（ニューヨーク証券取引所に上場）

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インク（非上場）

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インターナショナル・ホールディングス（非上場）

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン・ホールディングス合同会社（非上場）

### (2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

#### (1) 株当たり情報

| 前事業年度<br>自 2023年4月 1日<br>至 2024年3月 31日              | 当事業年度<br>自 2024年4月 1日<br>至 2025年3月 31日             |
|---|--|
| 1株当たり純資産 1,094,618円75銭                              | 1株当たり純資産 1,146,792円47銭                             |
| 1株当たり当期純利益 120,274円44銭                              | 1株当たり当期純利益 172,219円14銭                             |
| なお、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額について、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 | なお、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額について、潜在株式が存在しないため、記載しております。 |

(注) 1株当たり当期純利益の算定基礎は、以下のとおりであります。

|                    | 前事業年度<br>自 2023年4月 1日<br>至 2024年3月 31日 | 当事業年度<br>自 2024年4月 1日<br>至 2025年3月 31日 |
|--------------------|--|--|
| 当期純利益 (千円)         | 745,701                                | 1,067,758                              |
| 普通株主に帰属しない金額       | -                                      | -                                      |
| 普通株式にかかる当期純利益 (千円) | 745,701                                | 1,067,758                              |
| 期中平均株式数 (株)        | 6,200                                  | 6,200                                  |

#### (重要な後発事象)

| 前事業年度<br>自 2023年4月 1日<br>至 2024年3月 31日 |
|--|
| 該当事項はありません。                            |

| 当事業年度<br>自 2024年4月 1日<br>至 2025年3月 31日 |
|--|
| 該当事項はありません。                            |

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

##### （1）定款の変更

委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

その他、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。

##### （2）訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実は存在しておりません。

# 追加型証券投資信託

ステート・ストリート・スパイダー  
S&P500®高配当株 ETF

約 款

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

## 運用の基本方針

約款第20条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、基準価額の変動率を S&P500®高配当指数（配当込み、円ベース）（以下「対象指数」といいます。）の変動率に一致させることを目的として運用を行います。

### 2. 運用方法

#### （1）投資対象

SPDR®ポートフォリオ S&P500®高配当 ETF の受益証券を主要投資対象とします。

#### （2）投資態度

- ①主として SPDR®ポートフォリオ S&P500®高配当 ETF の受益証券に投資し、基準価額の変動率を対象指数の変動率に一致させることを目指します。
- ②SPDR®ポートフォリオ S&P500®高配当 ETF の受益証券への投資割合は、原則として高位を維持します。
- ③外貨建資産については、対象指数との連動性を維持することを目的とする場合を除き、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ④信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引、通貨に係る先物取引および通貨に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑤信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった通貨、異なる受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑥信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- ⑦資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等、やむを得ない事情が発生した場合は、上記のような運用ができない場合があります。

#### （3）投資制限

- ①株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ②投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ③外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ④有価証券先物取引等は、約款第 23 条の範囲で行います。
- ⑤スワップ取引は、約款第 24 条の範囲で行います。
- ⑥金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第 25 条の範囲で行います。
- ⑦一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引をいいます。）の利用は行いません。

⑧一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

- ①経費控除後の配当等収益（受取配当金、受取利息、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）の全額を分配することを原則とします。ただし、当該金額が少額の場合等には分配を行わないことがあります。
- ②売買益（評価損益を含みます。）からの分配は行いません。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託  
ステート・ストリート・スパイダー S&P500®高配当株 ETF

約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第19条および第31条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

- 第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖する目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ金1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

- 第4条 この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第51条第1項および第2項、第52条第1項、第53条第1項および第55条第2項の規定により信託を終了させることができます。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

- 第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

- 第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

- 第7条 委託者は、第2条に規定する信託によって生じた受益権については、これを4億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額に、本条第1号の額を加算または第2号の額を加算または控除した額の合計額とします。

1. 追加信託財産留保額（追加信託を行う日の前営業日の基準価額に委託者が定める率を乗じて得た価額）に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額
  2. 追加信託執行実額調整金（追加信託時における有価証券売買取引で実際に発生した執行コストをいいます。以下同じ。）
- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第30条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

#### （信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはあります。

#### （受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

#### （受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、この信託契約締結により生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### （受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により

分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める取得に係る一定口数をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

- ② 委託者は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。ただし、委託者の判断により、受益権の取得申込みを受け付ける場合があります。
- ③ 委託者は、次の各号に定める日には、第1項による受益権の取得の申込みを受け付けないものとします。ただし、委託者は、次の各号に定める日における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受け付けを行うことができます。
1. 第39条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内）
  2. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
  3. 前各号のほか、委託者が、第20条に規定する別に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
- ④ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に追加信託財産留保額を加算した額です。ただし、委託者の判断により、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額から追加信託執行実額調整金を加算または控除した額とする場合があります。また、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき250円とします。
- ⑤ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、取得申込みを受け付けたときには、当該第一種金融商品取引業者が定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を当該取得申込者から徴収することができるものとします。
- ⑥ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口座の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、当該取得申込みの代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口座の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」という場合があります。また、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、第20条に規定する別に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合、その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよび既に受け付けた受益権の取得申込の受け付けを取り消すことができます。

#### （金融商品取引所への上場）

- 第13条 委託者は、この信託の受益権について、金融商品取引所に上場申請を行うものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所が開設する市場に上場されるものとします。
- ② 委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、前項の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行う受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(受益者名簿の作成と名義登録)

第16条 受託者は、この信託にかかる受益者名簿を作成し、第6条の受益者について、その氏名または名称、住所およびその他受託者が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。

② 受託者は、計算期間終了日において、社振法等関係法令、諸規則等に基づき振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を、振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称および住所その他受託者の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。

③ 受益者は、この信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。）を経由して第1項の受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は前項に規定する登録を受託者（受託者が第2項において受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託した者）に対して直接に行うことができます。

(投資の対象とする資産の種類)

第17条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限ります。以下同じ。）
  - ハ. 金銭債権
  - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第18条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
20. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第14号の証券のうち、投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（「投資法人債券」および「新投資口予約権証券」ならびに「外国投資証券で投資法人債券に類する証券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行

信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該金融商品取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券）を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(利害関係人等との取引等)

- 第19条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第31条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に定める資産への投資等を行うことができます。
- ② 前項の取扱いは、第22条から第25条まで、第26条から第28条まで、第30条および第34条から第36条における委託者の指図による取引その他これらに類する行為を行う場合についても同様とします。
  - ③ 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
  - ④ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第25条まで、第26条から第28条まで、第30条および第34条から第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
  - ⑤ 前4項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

- 第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

- 第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、または金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの（上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものを含みます。）とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこ

の限りではありません。

(信用取引の指図範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図にあたっては、当該売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- ④ 委託者は、第1項の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(先物取引等の運用指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図することができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取を行うことの指図することができます。

(スワップ取引の運用指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なる通貨、異なる受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部解約を指図するものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたと

ときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第25条の2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を貸付けることの指図をすることができます。

- ② 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売り付けの指図にあたっては、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図にあたっては、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第29条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### (外国為替予約取引の指図および範囲)

第30条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の額についての為替変動リスクを回避するため、もしくは対象指数との連動性を維持するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、原則として信託財産に係る為替の買予約の合計額と信託財産に係る為替の売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の合計額の為替変動リスクを回避するため、もしくは対象指数との連動性を維持するための当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### (信託業務の委託等)

第31条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
  - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
    - 1. 信託財産の保存に係る業務
    - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
    - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
    - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### (混蔵寄託)

第32条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第33条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認め

るときは、速やかに登記または登録をするものとします。

- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
  - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

### (有価証券の売却等の指図)

第34条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

## (再投資の指図)

第35条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資するとの指図ができます。

(資金の借入れ)

第36条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、当該資金借入額は、借り入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。

③ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

## (損益の帰属)

第37条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

### (受託者による資金の立替え)

第38条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
  - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

### (信託の計算期間)

第39条 この信託の計算期間は、毎年1月21日から4月20日、4月21日から7月20日、7月21日から10月20日、10月21日から翌年1月20日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2026年1月20日までとし、最終計算期間の終了日は第4条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告等)

第40条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### (信託事務の諸費用および監査費用等)

第41条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等（以下「監査費用等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
- ③ 第1項の諸経費および前項の監査費用等に加え、以下の諸費用および当該諸費用に係る消費税等（以下「諸費用」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
  - 1. 受益権の上場に係る費用
  - 2. 対象指数についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料
- ④ 委託者は、前2項に定める監査費用等および諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる監査費用等および諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ⑤ 前項において第2項に定める監査費用等および第3項に定める諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ⑥ 第4項において第2項に定める監査費用等および第3項に定める諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる監査費用等および諸費用の額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる監査費用等および諸費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬等の総額)

第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の3.6以内の率を乗じて得た金額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### (収益の分配)

第43条 信託財産から生ずる配当等収益（受取配当金、受取利息、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）と前期から繰り越した分配準備積立金は、第41条第1項の諸経費、同条第2項の監査費用等および同条第3項の諸費用、第42条の信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下、本項において「諸経費等」といいます。）を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全額を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配にあてることができます。なお、諸経費等および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。

② 每計算期末に信託財産から生じた第1号に掲げる利益の合計額は、第2号に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰り越します。

1. 有価証券売買益（評価益を含みます。）、先物取引等取引益（評価益を含みます。）、追加信託差益金、解約差益金
2. 有価証券売買損（評価損を含みます。）、先物取引等取引損（評価損を含みます。）、追加信託差損金、解約差損金

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第44条 受託者は、支払開始日から5年経過した後に、収益分配金の未払残高があるときは、および信託終了による償還金については第45条第5項に規定する支払開始日から10年経過した後に未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。

- ② 受託者は、一部解約金（第48条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）について第45条第7項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
- ③ 受託者は、前各項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第45条 受託者は、計算期間終了日において第16条の受益者名簿に名義登録されている者を計算期間終了日における受益者（以下「名義登録受益者」といいます。）として、当該名義登録受益者に収益分配金を支払います。

- ② 前項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式により行うものとします。なお、名義登録受益者が第16条第3項に規定する金融商品取引所の会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。
- ③ 偿還は、信託終了日現在において第16条の受益者名簿に名義登録されている者を信託終了日現在における受益者（以下「信託終了時受益者」といいます。）として、信託終了時受益者に、信託終了時の信託財産の純資産総額に相当する金銭を支払うことにより行います。なお、信託終了時受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をすると引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 信託終了時受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額（信託終了時の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。）に、当該信託終了時受益者に属する受益権の口数を乗じた額とします。なお、この場合における税法上の元本の額は、受益権1口あたり、信託終了時において信託されている金額を受益権総口数で除した額とします。
- ⑤ 第3項に規定する償還金の支払いは、原則として受託者が、信託終了後40日以内の委託者の指定する日から行うものとし、信託終了時受益者は、受託者から送付される領收

書をゆうちょ銀行に持ち込む方式または受託者から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式等により償還金を受領することができます。

- ⑥ 受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、第16条第2項の規定に基づいて受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。
- ⑦ 一部解約金は、第48条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑧ 前項に規定する一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所等において行うものとします。

#### (収益分配金および償還金の時効)

第46条 受益者が、収益分配金については第45条第2項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第45条第5項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### (追加信託金および一部解約金の計理処理)

第47条 追加信託金については、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託差金として処理します。

- ② 一部解約金については、当該金額と当該一部解約に係る元本に相当する金額との差額を、解約差金として処理します。

#### (信託契約の一部解約)

第48条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者が定める一部解約の実行の請求に係る一定口数をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約するものとし、受託者に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益権の信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行うよう指図します。
- ③ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ④ 前項の委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行うものとします。振替機関は、当該手続きが行われた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座に第1項の一部解約の実行の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 第2項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求の受付日の翌営業日の基準価額から一部解約時の信託財産留保額（一部解約の実行の請求の受付日の翌営業日の基準価額に委託者が定める率を乗じて得た価額）を控除した額です。ただし、委託者の判断により、一部解約の実行の請求の受付日の翌営業日の基準価額から一部解約執行実額調整金（一部解約時における有価証券売買取引で実際に発生した執行コストをいいます。）を加算または控除した額とする場合があります。

- ⑥ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、一部解約の実行の請求を受け付けたときは、当該第一種金融商品取引業者が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を当該一部解約の実行の請求を行った受益者から徴するものとします。
- ⑦ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。ただし、委託者の判断により、一部解約の実行の請求を受け付ける場合があります。
- ⑧ 委託者は、次の各号に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。ただし、委託者は、次の各号に定める日における一部解約の実

行の請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における一部解約の実行の請求については、当該一部解約の実行の請求の受け付けを行うことができます。

1. 第39条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内）
  2. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
  3. 前各号のほか、委託者が、第20条に規定する別に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
- ⑨ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、第20条に規定する別に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合、その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑩ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。

#### （受益権の買取り）

第49条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、第13条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合で、信託終了日の2営業日前までに受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。

- ② 受益権の買取価額は、買取請求の受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ③ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、前2項の規定により受益権の買取りを行うときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。
- ④ 委託者の指定する第一種金融商品取引は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを停止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取り消すことができます。
- ⑤ 前項により受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして、第1項から第3項の規定を準用します。

#### （質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第50条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

#### （信託契約の解約）

第51条 委託者は、信託契約締結日から3年経過の日以降に受益権の口数が400万口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、信託期間中において次の各号に該当することとなった場合は、受託者と合

意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

1. 第13条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合
2. 対象指数が廃止された場合
3. 対象指数の計算方法その他の変更等に伴って委託者または受託者が必要と認めたこの信託約款の変更が第56条第2項に規定する書面決議により否決された場合

なお、委託者は、第1号に掲げる理由によりこの信託契約を解約する場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続きを開始するものとします。

- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、第2項の規定に基づいてこの信託を終了する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

#### （信託契約に関する監督官庁の命令）

- 第52条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第56条の規定にしたがいます。

#### （委託者の登録取消等に伴う取扱い）

- 第53条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第56条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### （委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

- 第54条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

#### （受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第55条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第56条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更等)

第56条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### (反対受益者の買取請求権)

第57条 第51条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

#### (他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第58条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公 告)

第59条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.statestreet.com/im>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第60条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2025年11月17日

委託者 東京都港区虎ノ門一丁目 23 番 1 号  
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社  
代表取締役社長 越前谷 道平

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号  
三井住友信託銀行株式会社  
取締役社長 大山 一也

(付則)

第1条 第25条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日からの一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第2条 第25条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引

をいいます。

付表

1. 約款第12条第2項および第48条第7項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日